

保 護 者 各 位

弥富市教育委員会

## 令和7年度就学援助についてお知らせ

弥富市では、経済的な理由により、お子さんを小・中学校に就学させるのにお困りの方に対して、学用品購入費や給食費など学校での学習に必要な費用を援助する事業を行っています。

## 1. 就学援助の対象者となることができる家庭

お子さんと生計を一にしている世帯員が、同一の項目に該当していることが必要です。

※賃貸住宅にお住まいの方は、賃貸住宅契約書の写しを添付してください(学校教育課窓口でのコピーはできません。事前にコピーを取って持参してください)。

	対象者（申請理由）	添付する証明書類等 ※所得のある方全員
①	生活保護を受けている方(修学旅行費に限り補助されます)もしくは令和7年4月1日以降生活保護が停止又は廃止された方 ※生活保護受給世帯については、修学旅行費以外の費目（給食費等）は、福祉課から支給されます。	証明書類の添付は不要
②	市町村民税が非課税又は減免された世帯	市町村の税務担当課が発行する非課税証明書又は税額変更（決定）通知書の写し (本年1月1日時点において、弥富市にお住まいの方は、必要ありません)
③	個人事業税又は固定資産税が減免された世帯	・個人事業税…県税事務所長の証明 ・固定資産税…納税証明書又は減免を証明する証明書
④	国民年金の掛金が減免又は国民健康保険税が減免 若しくは徴収猶予された世帯	国民年金保険料免除承認通知書又は国民健康保険税減免承認決定通知書の写し
⑤	児童扶養手当が支給された世帯 ※祖父母や児童扶養手当の支給対象者外である子等と同居の場合は、他の項目で申請してください。児童扶養手当の受給者と児童扶養手当の支給対象児童のみの世帯であることが必要です。	児童扶養手当証書の写し ※児童手当、特別児童扶養手当、遺児手当は該当しません。
⑧	その他、生活保護を受けている方に準ずる程度に経済的にお困りの方（上記に該当しない方） ※援助を受けることができる方は、 <b>令和6年中の所得が基準以下で、お子さんを学校へ就学させる費用にお困りの方</b> です（給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が所得金額となります。）なお、学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの状況を受給申請書の「申請理由」欄に記入してください。	1月1日時点において、弥富市に住民票がない方は、世帯全員（同一住居に居住し生計を一にする者及び住居が別でも経済的に一体性を有する者）の前年中の所得が分かるもの（当該年度の市県民税所得課税証明書）を添付してください。（本年1月1日時点において、弥富市にお住まいの方で所得の申告がある方は、添付書類は必要ありません。）

【注意】学校教育課の窓口で添付書類のコピーはできません。事前にコピーを取って持参してください。

## 2. 援助の認定基準

同一生計世帯の世帯全員の前年所得合計が、生活保護法による保護基準の例により算定した需要額の1.2倍以下である方。裏面の参考モデルケースを参照ください。

※需要額は、世帯構成、世帯員の年齢などによって申請者世帯ごとに決められます。

### 3. 申請手続きに必要なもの

- (1) 就学援助受給申請書（教育委員会学校教育課、学校にあります）
- (2) 申請理由が表面上段の2～5番のときは、必要な証明書類（2、4、5については写し）
- (3) 賃貸住宅にお住まいの方は、「賃貸住宅契約書の写し」

上記（1）申請書のほか証明書類を添付し**5月30日（金）**までに  
教育委員会学校教育課または、通学先の学校へ提出して下さい。

### 4. 申請にあたって注意すること

- 前年度申請された方も再度申請が必要です。
- 4月認定が認められるのは、**5月30日（金）**までに書類を提出された方です。
- 小学校1年生、中学校1年生の児童生徒がいる場合で、新入学学用品費の入学前支給を受けていない方は、新入学学用品を購入したレシート・領収書（原本）が必要になります。7月中旬支給決定後に郵送する購入物品報告書と一緒に提出していただきますので、大切に保管しておいてください。
- 原則、前年度の所得に基づき審査・決定しますので所得の申告のない場合は、審査ができません。
- 令和6年中の所得の申告がされていない場合は至急申告をしてください。
- お子さんが小・中の両方に就学中の方は、どちらの学校に提出していただいても構いません。
- 提出された書類に修正や誤りがあることが判明し、認定要件を満たさなくなった場合は、認定を取り消すことがあります。

### 5. 支給について

- ・**7月中旬頃に決定通知書をお送りいたします。**
- ・支給時期 年3回（7月下旬、12月下旬、3月中旬）を予定しております。
- ・支給方法 指定された口座（原則、学校給食費等引落口座をご指定ください。）
- ・学校徴収金に未納金が発生した場合、就学援助費の振込先を学校長口座へ変更します。

（お問合せ先） 教育委員会 学校教育課 電話（0567）65-1111（内線414）

【 援助費目と援助金額 】（文部科学省初等中等局長通達等により内容が変わることがあります。）

援助費目	小学校（年額）	中学校（年額）	対象
学校給食費	55,800円（上限）	63,000円（上限）	全学年
学用品等購入費	11,630円（上限）	22,730円（上限）	全学年
生徒（児童）会費、PTA会費	1,200円（上限）	1,200円（上限）	全学年
校外活動費（遠足）	1,600円（上限）		全学年
校外活動費（キャンプ）	3,690円（上限）		小5年生
修学旅行費	22,690円（上限）	60,910円（上限）	該当学年
新入学学用品費	57,060円（上限）	63,000円（上限）	新1年生

【 参考 】 就学援助の認定所得の目安（世帯全員の年間所得の合計）

（単位 円）

	モデルケース	持ち家の場合		賃貸住宅の場合	
1	2人家族 母、子1人	収入額	2,616,000以下	収入額	3,664,000以下
	母（35歳）と子1人（12歳～15歳）	所得額	1,751,200以下	所得額	2,491,200以下
2	3人家族 母、子2人	収入額	3,524,000以下	収入額	4,552,000以下
	母（35歳）と子2人（12歳～15歳）	所得額	2,386,800以下	所得額	3,201,600以下
3	3人家族 父母、子1人	収入額	3,408,000以下	収入額	4,360,000以下
	父、母（35歳）と子1人（12歳～15歳）	所得額	2,305,600以下	所得額	3,048,000以下
4	4人家族 父母、子2人	収入額	4,200,000以下	収入額	5,100,000以下
	父、母（35歳）と子2人（12歳～15歳）	所得額	2,920,000以下	所得額	3,640,000以下

（注）収入額欄は、給与所得者の収入額の目安です。所得額欄は、社会保険等の控除前の金額です。上記の表は、あくまでも目安であり、家族構成、年齢、個別の状況等により認定できない場合があります。